附　則（令和８年９月30日公告）

（施行期日）

第１条　この規約は、令和８年12月１日から施行する。ただし、改正後の第６条第７項、第70条の３、第71条第１項第１号、第80条の２及び第90条の規定は、同年10月１日から施行する。

（加入者に関する経過措置）

第２条　令和８年12月１日から起算して３年を経過する日までの間は、次の各号のいずれかに該当する者であって、申出の時点で日本国内に住所を有する60歳以上70歳未満のもの（企業型掛金拠出者等を除く。）は、改正後の第30条第１項から第５項までの規定にかかわらず、連合会に申し出て、加入者となることができる。この場合において、当該加入者は、改正後の第30条第５項に掲げる者とみなす。

一　令和８年12月１日において現に改正後の第30条第１項から第５項までに掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、令和８年12月１日までの間において国民年金の被保険者であった者

二　令和８年12月１日から起算して１年以内に改正後の第30条第１項から第４項までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった者

２　前項の規定により加入者となることができる者に係る改正後の第30条第６項、第35条第１項及び第36条の規定の適用については、改正後の第30条第６項中「前項までの規定にかかわらず」とあるのは「附則第２条第１項の規定にかかわらず」と、改正後の第35条第１項中「第30条」とあるのは「附則第２条第１項」とする。

３　第１項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一　氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二　拠出期間の加入者掛金の額

三　改正後の第30条第６項各号に該当しない旨

四　個人払込を行う者にあっては、掛金引落金融機関情報

五　厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、次に掲げる事項

イ　掛金納付の方法

ロ　加入者掛金の納付を事業主払込の方法により行う場合にあっては、申出者が使用される事業所の登録事業所番号（当該事業所が改正後の第67条第１項により連合会の事業所原簿に登録されている場合に限る。）及び名称

ハ　改正後の第30条第７項第４号ホ⑴から⑹までに掲げる資格の有無

４　前項の申出をする者は、同項の申出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。

一　住民票の写しその他の住所を証明する書類

二　加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあっては、その旨についての当該事業主の証明書

三　前号の場合において、申出者が使用される厚生年金適用事業所が登録事業所でないときは、次に掲げる事項を記載した事業主の申請書を添付しなければならない。

イ　事業主の氏名又は名称及び住所並びに連絡先

ロ　事業所の名称及び所在地

ハ　当該事業主に係る掛金引落金融機関情報

四　附則第２条第１項第２号に掲げる者にあっては、令和８年12月１日から起算して１年以内に改正後の第30条第１項から第４項までに掲げる者のいずれにも該当しなくなったことを明らかにする書類

（加入者の届出に関する経過措置）

第３条　第１号加入者、第２号加入者及び第４号加入者が、改正後の第74条第１項の規定により加入者掛金の額を改正前の第75条に規定する拠出限度額（以下「改正前拠出限度額」という。）より多い額となるように当該加入者掛金の額を初めて引き上げる変更をしようとする場合は、施行日前においても、改正後の第74条第２項の規定の例により、加入者掛金額変更の届出書を提出することができる。この場合において、当該届出書は、施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

第４条　中小事業主が、改正後の第74条の２第１項の規定により中小事業主掛金の額を当該中小事業主掛金と加入者掛金の額との合計額が改正前拠出限度額より多い額となるように当該中小事業主掛金の額を初めて引き上げる変更をしようとする場合は、施行日前においても、改正後の第74条の３の規定の例により、中小事業主掛金額変更の届出書を提出することができる。この場合において、当該届出書は、施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

（加入者掛金の額の変更に関する特例）

第５条　この規約の施行の日から令和９年11月30日までの間における改正後の第74条第５項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「又は次に掲げる事項」とあるのは、「、各加入者（第30条第５項に掲げる者を除く。）に係る加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和７年政令第442号）による改正前の令第36条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第７項により読み替えられて算定した当該加入者に係る改正前拠出限度額より多い額となるように当該加入者掛金の額を初めて引き上げる場合又は次に掲げる事項」とする。

（中小事業主掛金の額の変更に関する特例）

第６条　この規約の施行の日から令和９年11月30日までの間における改正後の第74条の２第４項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは、「各加入者（第30条第５項に掲げる者を除く。）に係る加入者掛金の額及び中小事業主掛金の額の合計額が国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の令第36条の規定又は国民年金基金令等の一部を改正する政令による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第３条第７項により読み替えられて算定した当該加入者に係る改正前拠出限度額より多い額となるように当該加入者に係る中小事業主掛金の額を初めて引き上げる場合又は次に掲げる事項」とする。